

25時行動委員会・富山 通信 12

2016.08.
25時行動委員会・富山
(090-7744-0122 藤岡)
E-mail:25h.action@gmail.com
Url:http://25h-action.blogspot.jp/

「25時行動委員会・富山 『2016年度の課題』 I-2」 「足元の『亀裂』・『分断』の実相を探る ——列島『底辺』の現在」(2016/6/19)

「25時行動委員会・富山」では、「2016年度の課題」と題して、「アンダークラスの階級構成」をテーマに一連の討論の集いやプロジェクトを企画している。6月19日(日)、「2016年度の課題」の第2回として、上記のようなタイトルの集いをもった。今回の集いでは、この国での「生」の困難の実態を、「貧困率」や「規制緩和」政策による労働の「劣悪化」等を軸に捉えなおすことを試みた。以下、そこでの報告と「フリートーク」の論議を紹介する。

I. 当日の報告から

1. 「相対的貧困率」の数字をいかに捉えるか

第2次安倍政権の下で、前期高齢者の医療保険が従来の1割負担から2割負担、収入によっては3割負担にされる等、現在、人々の「生」を支えるための社会的な仕組みの縮小・解体がさらに進んでいる。そうした状況の中で、今日の報告では、後藤道夫の論文「広がり続ける貧困——その現状・背景・歴史的位置」(「季論・21 2016年冬号」掲載)を元に、私・たちが生きるこの社会の「亀裂」や「分断」が現在、どのようにあるかを見ていきたい。

貧困問題を論じる際によく用いられるのが、政府が発表する「相対的貧困率」だが、実はこれにはいくつもの「からくり」があって、その数字は貧困の実態をそのまま反映するものではない。「相対的貧困率」というのは、人々を年間の収入ごとに10の階層に分けてその中央値のさらに半分の金額を「貧困基準額」として、それ以下の収入の人たちを「貧困層」とするものであり、人々の全体的な所得が低下すれば、「貧困基準額」自体もそれと連動して下がることになる。例えば、1997年の「貧困基準額」は149万円だったのに対して、2012年では122万円となり、名目値で27万円も低下している。そのように、もしもある年の「相対的貧困率」が前年よりも低下したとしても、貧困状態にある人々の数が減少したということには必ずしもならない。日本政府の発表した2012年の「相対的貧困率」は16・1%で、1997年よりも1・3%上昇しているが、97年の「貧困基準額」の149万円を基にした後藤論文の試算では、1997年から2012年までの「相対的貧困率」は、6・4%という大幅な上昇を示している。

また、「貧困基準額」の金額自体が、「標準の中の最低限度」であるという保証は何もない。実際、97年の「貧困基準額」の149万円という額は、その年の大都市部での成人単身者の生活保護の生活扶助費と住宅扶助費の合計の約160万円よりもずっと低い。2012年の122万円という「貧困基準額」については、さらに言うまでもない。こうした現状に対して、「多くの人たちが生活保護費未満の収入で暮らしているのだから、生活保護費をもっと切り下げるべきだ」という意見を受けて、第2次安倍政権は、生活保護基準額の切り下げを強行した。しかし、それは「本末転倒」した論理であって、生活保護費の切り下げではなく、生活保護費をさらに下回る収入で生きることを多くの人々に強いているこの社会のあり方自体が大きく問われなければならないはずだ。

2. 子ども・老人・女性の貧困の実態を探る

そのように、「相対的貧困率」は、一つの手がかりではあっても、直接的に貧困の状況を示すものではないということを前提とした上で、この国での貧困の実態についてもう少し具体的に見ていきたい。

まず、子どもの貧困の状況について見れば、政府発表の子どもの「相対的貧困率」は、この15年間で2・9ポイントの上昇率だが、97年の「貧困基準額」を基に試算すれば、7・8ポイントもの大きな上昇率になる。また、「公租公課」を支払う前の子どもがいる世帯所得について、300万円と400万円のラインを貧困の基準として見れば、300万円未満の層の割合が、97年から2012年までの15年間で5ポイント上がり、14・3%となっている。子どもがいる世帯の平均世帯人数は、2013年で4・1人だが、この300万円という金額は、生活保護費を受給している4人世帯の勤労必要費を除く最低生活費の全国平均の382万円（2012年度）を大幅に下回るものである。

2006年、2009年、2012年の3年ごとの65歳以上の高齢者の「相対的貧困率」を見ると、男女とも数字の上では減少している。しかし、先ほども述べたように、人々の所得が全体的に減少すれば、「貧困基準額」もそれと連動して下がることになる。実際、2006年から2012年にかけて、「貧困基準額」が名目値で5万円も減少しているのだから、06年の基準では「貧困層」としてカウントされる人たちが、12年の基準では統計上そこから除外されるということが起きてしまう。また、単身で年収100万円未満と二人以上で年収150万円未満の高齢世帯の合計の割合は、この15年間で9・8%から10・8%、世帯数では、137万世帯から227万世帯へと増加しているが、とりわけ、65歳以上の「一人親と未婚子」世帯で年収150万円未満の層は14・6%から16・4%、世帯数では10万から26万と大きく増加している。

女性の貧困の状況を見ると、30歳代から女性の貧困率が男性を上回り、65歳以上でその差は急増する。家族類型では、単身世帯と「一人親と未婚子」世帯の女性の貧困率が高く、2012年度では、それぞれ、33・1%と35・1%となっている。また、2002年から2012年の10年間について、「単身女性世帯」と女性が主な稼ぎ手である「一般勤労世帯」について年収200万円未満と300万円未満の層を見ると、低所得層の割合自体には大きな増減はないが、働く女性の総数が増えているため、低所得の女性の数は全体として増加している。

3. 「日本型雇用慣行」の「解体」から「完結」段階へ

こうした貧困の急激な拡大の最大の原因は、言うまでもなく、この間の労働市場の急激な変貌であり、賃金、労働時間、雇用条件に関する規制が一挙に弱体化して、現在、「日本型雇用慣行」の「解体」から、さらに「完結」段階に入っていると言っても過言ではない。

失業の際の重要な「セーフティネット」となるのが失業保険だが、失業中に雇用保険の給付を受けている人たちの割合は、1997年まで約4割だったのに対して、2000年前後から2割強とほぼ半減し、現在では、「無保障失業者」がたえず200万人を超えている。その結果、失業によって生活のために低賃金

で過酷な仕事に就くことを余儀なくされるという「労働力の窮迫販売」や、劣悪な労働条件で就業しながら求職活動を行うという「半失業」状態を生きることを、多くの人たちが強いられている。

また、97年から2012年にかけての「正規雇用労働者」の総数は、500万人以上減少しているが、その間の「正規」とフルタイムの「非正規」労働者の合計人数の減少は100万人未満であり、「正規雇用労働者」を低賃金・無権利の「非正規雇用労働者」で置き換えていった実態がそこにも明確に現れている。その一方で、週60時間もしくは65時間以上の長時間労働が97年からの10年間で急増し、その後も高い水準のままとなっている。そのことが鬱病等の疾患の増加の大きな原因となると同時に、それによって若年の「正規雇用労働者」の賃金の大規模な「最賃割れ」が生じている。2012年では、週65時間労働で年収200万円未満の層は全て「最賃割れ」であり、週65時間以上で250万円未満ならば60%以上がそうであると推測されるが、そのような違法・脱法の雇用が日本の労働市場に蔓延しているという現状がある。

4. 脆弱で「すきま」だらけの社会保障・福祉制度

そうした労働市場の劣悪化の中で、この国の労働政策や社会保障・福祉制度が、貧困状態にある人々を助ける上でいかに脆弱で「すきま」だらけなものであるかが、改めて突きつけられている。

フルタイム労働で中都市部での生活保護基準に相当する収入を得るためには、少なくとも時給1300円以上必要だが、実際の最低賃金は、それをずっと下回る額でしかない。その背景には、従来の「日本型雇用慣行」の中で、女性やアルバイト学生の労働があくまでも「家計補助」的なものとして位置づけられ、最低賃金額が生活に必要な賃金の水準に達していないことが容認されてきたということがある。そのことは、「日本型雇用慣行」の崩壊した現在も、変わっていない。そのように、フルタイム労働による賃金が必要生活費にも充たないという状況は、必然的に長時間労働を生み出すことで労働に関する規制を切り崩す一方で、社会保険料の支払いを困難にさせることで、多数の人々に「無医療」・「無年金」状態を生じさせている。そのような意味で、この国の最低賃金制度は、後藤道夫が言うように、全ての労働規制や社会保障の足元を掘り崩す「ブラックホール」のような根本的な欠陥を抱えるものだ。

また、この国では、医療等の「基礎的社会サービス」の利用の際に、低所得者層に大きな「公租公課」の負担と高額の利用料が求められる。例えば、国民健康保険は、最も低所得の人々に対しても保険料の減額割合を最大で7割までとしており、窓口負担の「減免規定」をもっている自治体は多くても、実際にはほとんど機能していない。2012年の調査で、低所得者層で医療保険が未加入であったり、窓口負担の支払いが困難なために、病気や怪我の際に通院できない人たちの割合が5%を超えているが、それはあくまでも「氷山の一角」であり、実際にはそれよりもずっと多いと考えていいだろう。

いわゆる「先進諸国」では、20歳まで子ども一人分の生計費に該当する「子ども手当」が支給されるのが通例だが、この国では民主党政権時代に一時論議されたものの、そうした意味での「子ども手当」は未成立のままである。その結果、日本の年金制度が高齢者の必要所得を保障するものになっていないことと併せて、すでに破綻が明らかな「家族責任論」が過剰なまでに強調されるようになってきている。

こうした極めて不十分な社会保障・福祉制度の中で、生活保護制度は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」を謳う唯一の制度であることから、特別な位置を占めるものとなっている。同時に、それを必要な人々に使わせないという国の方針が強固に貫かれることで、生活保障のシステムに膨大な「すきま」が生じることになり、結局、その分は、「自己責任」・「家族責任」に放置されている。

2007年のデータで、収入が生活保護基準以下だが生活保護を利用できていない世帯数と利用世帯数を比較した場合、全体では、生活保護基準以下の未利用世帯数は利用世帯数の5・5倍である。とりわけ、二人以上の現役世代の大人がいる子育て世帯層では、前者と後者の比率は何と47倍にもなってい

て、母子家庭を除けば、子育て中の基準以下世帯がほとんど放置されている実態がうかがえる。

2012年に、手続き上何も不正がなかったのにも関わらず、ある「お笑い芸人」の母親の生活保護の受給に対してマスコミが激しいバッシングを行ったため、その芸人が謝罪会見を行い、名前が売れてからの数年間分の母親への生活保護費を返却するということがあった。後藤道夫は、別の論文で、そうしたバッシング現象は、自らが引き起こした貧困化による生活保護利用者の急増に対する支配の側の危機意識の現れだ、と分析している。また、彼は、生活保護利用者への「ヘイト」やバッシングは、非常に倒錯的な形ではあるが、もはや人々が強いられた貧困状態を黙って堪えることをやめたということだ、と指摘している。そうであるならば、そのことを「ヘイト」やバッシングによる貧困層同士の「分断」ではなく、自らに「生」の困難を強いる現在の支配システムに対する反撃へといかに転じるのか。このような集いで「階級」を問題にする際に、そこが大きく問われているように思う。

Ⅱ 「フリートーク」での論議から

・ 最近、「下層化する女性たち」という本を読んだのだが、その中で社会学者の宮本みち子が論じていることを紹介することで、「女性の貧困」の問題について先ほどの報告をもう少し補足したい。今日の報告でも、女性の労働があくまでも低賃金の「家計補助」的なものと位置づけられてきたということだったが、そのように正規の労働力と認められずに公的な調査や統計から除外されることで、問題が悪化しているのにも関わらず、それが非常に見えにくくなっていることを、宮本みち子は指摘している。

それを女性の「労働からの排除」と呼ぶとすれば、その一方で、「家族からの排除」と呼んでもいいような問題もあって、例えば、そうした女性の夫自身が「不安定雇用」や失業中だったりして、妻の乏しい収入に依存しながら家庭内で暴力を振るうということが珍しくない。また、親が無収入なために低い賃金の中から経済的な援助をしたり、介護をせざるを得なかったりして、親に自分の人生を「収奪」される女性がたくさんいる。中には、幼い頃に父親や兄から性的な虐待を受けながら、そのことを誰にも相談できずにいることで、人間関係がうまくつくれなくなったり、精神的な疾患を抱えるようになったりする人も多い。

そのような女性たちは、自分から声を上げることが困難だということで、「サイレントプア」層とも呼ばれているが、そうした女性たちが元気を取り戻すための取り組みや、女性の「居場所づくり」、就労支援といった活動が女性たち自身の手で行われている地域がいくつもある。

・ そうした貧困の「ジェンダー化」という視点は大事なことだと思うが、そのことを強調すればするほど、貧困の「階級化」ということが見えなくなってしまうということはないだろうか。もちろん、そのように今日や明日の生活をどうするか途方に暮れている女性たちを支援する活動の意義を否定するつもりはないが、そのことだけあれば、そこからどう折り返すかがすぐに見えてくるというわけではない。

「貧困」ということを軸に問題を立てようとする限り、こんなに大変な事態になっているとか、悲惨な境遇に陥っている人たちがこんなにたくさんいるとかいうように、どうしても情緒的な方向に引きずられてしまう。しかし、そうした状況に対抗するためには、一方で、私・たちが生きるこの社会の中で「亀裂」や「分断線」がどのように走っているかを、きちんと捉え直すことが必要なはずだ。そのように、現状を自分なりに構造化して受け止めるような「装置」がなければ、個々の大変なケースを同じようにただ横並びにして捉えることしかできないはずだが、その辺のことが、この国の運動の中の論議ではまだまだ不十分なように思う。

・ 今日の記事では、後藤論文の最後で言われていることに触れていなかったが、この列島社会に走る「亀裂」がなぜ生じているかを考える上で、そこが大事なポイントになるのではないかと。後藤道夫は、日本に限らず、いわゆる「先進諸国」でも、この20~30年間で貧困の増大を経験していることを指摘している。「帝国主義はそれに固有の国内体制をもつ」というのはレーニン由来のマルクス主義の基本テーゼだが、旧来の帝国主義では、「総力戦」に国民を動員できる規模の「国民の平等」を維持する必要があり、第二次大戦後の冷戦体制がそれをさらに強化してきたのに対して、現代の「帝国主義」は「国民の平等」をずっと低いレベルでしか要請しないと、後藤道夫は分析している。

その原因として、彼は、現代の「帝国主義」では、「経済グローバリズムの深化・拡大によって、巨大資本は本国国民の生活の向上・安定をもたらす国内消費需要の高度化を不可欠の生存条件としなくなった」ことを上げている。要するに、「日本型」と呼ばれるようなものも含めて、帝国主義と福祉国家との「蜜月時代」が終わったということだ。そうした変化は、貧困の急増をもたらすと同時に、帝国主義の「被害者」の構成を大きく変えることで、富と貧困の巨大な蓄積と闘う歴史環境そのものの転換をもたらしているが、「現代の反貧困闘争はこの転換に対応できるものでなければいけない」と、彼は訴えている。

論文の最後で後藤道夫が「新たな福祉国家構想」を対抗軸として提唱していることには、何の新鮮さを感じないのだが、彼が言うような資本主義の歴史環境の「転換」や現代の「帝国主義」の被害者の構成の変化ということ踏まえて今日の記事で言われたことをどう捉え直すかが、大事なのではないかと。その際に、貧困の実態を単に数字の上で捉えるということを超えて、現代の「帝国主義」がもはや帝国主義本国の「国民の平等」に配慮することをしなくなっているという状況の中で、どのような「分裂線」が引かれているかを探ることが、自分たちに強く求められているように思う。

・ 資本というのは絶えず新たな「市場」を見いだすことで運動し続けるものだが、前回の「25時」の集いで論議を重ね合わせて言えば、その際に、資本がいかに人間存在そのものに深く踏み込んで自らの運動のための「資源」にするかということの上に、「搾取」から「収奪」への転換があるように思うが、そうした転換がどのように現在の社会に走る「亀裂」や「分断線」を生み出しているか、ということが重要なポイントではないかと。少々乱暴な言い方をすれば、「正規雇用」と「非正規雇用」の違いというのは、労働が「搾取」されているのか、それとも、「収奪」されているのか、ということのように思う。

・ 今、言われた「搾取」と「収奪」の違いとして思うのは、一つには、時間に対する意識ということがあるのではないかと。例えば、いわゆるフォードイズム期の資本主義の下での労働であれば、勤務時間が終了して職場を離れば意識を労働から切り離すことができたが、アイデアや労働現場の人間関係自体が資本の価値増殖の重要な「資源」となっている現在の資本主義では、家にいて仕事や同僚のことを気にかけることがそのまま、「労働」であるという意味で、労働時間と「再生産」の時間を切り離すことは難しくなっている。

・ 自分としては、それとは逆に、失業した人が仕事についていないことで、逆に、職を得ることができるかどうかという不安に常に囚われてしまうという意味では、むしろ、失業中の労働者の方が、24時間「就労」状態にあるように思うのだが。

・ 前回の集いで紹介された廣瀬純のオペライズモ運動をめぐる論議に引きつけて言えば、仕事のアイ

ディアを自宅で思いつくことも含めて「再生産」の場でも「労働」しているというのは、「生の再生産」過程自体が資本にとっての価値増殖の場であるということでは「社会的工場労働」論のカテゴリーの延長線上にあることであり、「搾取」段階のことだと言ってもいいように思う。一方、実際には雇用されていないにも関わらず、絶えず仕事のことを気かけざるを得ないというのは、決して自由な時間を生きているということではなく、いわば、人間の魂の領域まで資本によって「植民地」化されているということのように思うが、現在の資本主義による「収奪」がそこまで及んでいるということなのではないか。

・ 05年前後から、「フリーター」系の労働組合運動が登場してきているが、その「出発点」には、「働く・働かない・働けない」という3つのことの錯綜とした関係をどのように捉え、そこをどう突き抜けるかということが、彼ら／彼女らにとっての大きな課題としてある。それは、さらにその10年前の80年代に「学校に行く・行かない・行けない」という3つのことの関係が問われたことにそのまま、重なることのように思う。労働を通じて生活のための賃金を獲得するというのがこの列島社会を生きる者たちの「生」を大きく規定している中で、「働く」ということだけに一元的な価値を置きたくない。しかし、同時に、この社会の中で「働かなくてもいい」と簡単に言い切るわけにもいかない。そうした葛藤の中を生きながら、「働く・働かない」ということ自体を自分たちが取り仕切ることができるようなあり方を創りだしたいというのが、そこで言われてきた「自由と生存」の結合ということではないかと思っている。

・ 前回の集いの中で、資本主義というのは民衆の闘いに「後追い」しながら自らを変え続けるという話があったが、(68年)の運動の「反転」としてネオリベ・グローバル資本主義が成立したことをさらに「反転」させて、オルタナティブ運動やメキシコのサパティスタが登場してきた。最近、若者たちの人生を借金に縛り付けるものとして「奨学金」が大きな問題になっているが、全世界的な民衆側の反ネオリベの動きに対する資本の側からの攻撃として、現在、「債務資本主義」と呼ばれるものが姿を現している。その際に、廣瀬純が言うような「搾取」から「収奪」への資本主義の転換ということがあるが、今や人間の労働力というよりも、人間の存在そのものが資本によって「奴隷化」されているという状況がある。そういった現在の資本主義の転換ということを踏まえてそれにどう反撃するかという視点がなければ、今日報告された貧困の拡大ということも、結局、そうした「生」の困難を私・たちに強制する現在の支配体制をどう打破するかではなく、日本社会がこれほど悲惨な状態になっているので、それにはやはり貧困層への具体的な「支援」が必要だというような話にしかならない。そのような意味で、最終的に「支援」という言葉をこの国の社会運動の領域から追放しなければならないと思っているが、そのように、「支援」というのではない闘いのための「言語」が今、切実に求められているはずだ。

現在、この列島社会の中で「収奪」されている人たちは、実際には、「不安定雇用労働者」や失業者、「シングルマザー」といった多様な存在のあり方をしているわけだが、そのような人々が「多様でありながら、同じ一つの顔をもつ」ような存在としていかに登場するかということが、「階級」になるということではないか。自分としては、そうしたスタンスで、今日の報告や先ほどからの論議を前回の集いでの話につなげていきたいと思う。